

小諸市告示第22号

小諸市週休2日工事实施要綱を次のように定める。

令和8年2月26日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市週休2日工事实施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事完成日 片付けを含む現場作業が完了する日のことをいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害対応、維持工事等の発注者による緊急又は応急的な指示等を含む。））は含まない。
- (3) 休工期 1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）も実施しない日のことをいう。
- (4) 現場閉所日 あらかじめ定めた休工期のことをいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の休工期も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- (5) 週単位 対象期間の全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とする工事のことをいう。この場合において、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
- (6) 月単位 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる工事のことをいう。
- (7) 通期 対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上となる工事のことをいう。
- (8) 完全週休2日 対象期間の全ての土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を現場閉所日とする工事のことをいう。
- (9) 週休2日 第4条に規定される取組を実施し、週単位、月単位、通期又は完全週休2日のいずれかにより施工した工事のことをいう。

(対象工事)

第3条 小諸市が入札公告又は通知を行う工事の週休2日は、週単位を原則とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (3) 現場条件、施工時期等の制約が厳しい工事
- (4) 設計金額が200万円（消費税および地方消費税を含む。）以下の工事
- (5) 建築工事（機械設備及び電気設備工事を含む。）
- (6) その他市長が対象工事に適さないと判断する工事

（受注者の取組）

第4条 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土曜日及び日曜日の現場閉所が達成できるよう取組むものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に現場閉所日を明示し、実施するものとする。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員に協議し、承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示するものとする。
- 5 受注者は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示するものとする。

（発注者の取組）

第5条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行うものとする。

- 2 発注者は、市長が定めた取扱いに基づき、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上するものとする。
- 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書等に記載しなければならない。
- 4 発注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書等に対象外とする期間を明示するものとする。
- 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認するものとする。
- 6 監督員は、受注者から前条第3項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限り、これを承諾するものとする。
- 7 監督員は、前条第5項の状況を確認するものとする。

- 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認するものとする。
- 9 発注者は、前条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、市長が定めた取扱いに基づき、直接工事費及び間接工事費を補正するものとする。
- 10 発注者は、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）第5条の規定により、小諸市建設工事請負人等選定委員会に報告するものとする。
- 11 総括監督員は、前項の規定による報告に基づき、受注者が小諸市建設工事請負人等選定委員会から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。